

げんき開発研究所トレーニングルーム 利用者の皆様へのお願い

令和2年5月27日

和歌山県立医科大学みらい医療推進センター

げんき開発研究所 所長

【はじめに】

平素より当施設のご利用誠にありがとうございます。当施設は、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため4月13日より閉鎖しておりましたが、6月1日より再開することといたします。それに伴い、当施設内での感染拡大を防ぐため、以下の点を遵守の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、これらを遵守できない方には、他の利用者の皆様の安全を確保する等の観点から、途中退場を求める場合があることをご承知おきください。

来所時の流れ

① 手洗いと手指消毒

入室前に手洗いを済ませ、入口で手指消毒を行ってください。

② マスクの着用確認

入室時にマスクを着用していない場合は入室禁止といたします。受付等の運動を行っていない間、特に会話する時には、マスクを必ず着用してください。なお、運動中のマスク着用は利用者の判断といたします。またマスクを外す際は、ビニール袋等をご持参いただきご自身で管理してください。

③ 受講証の確認

受講証は提出せず、スタッフに提示してください。また、受講証とロッカーの鍵は、ご自身で管理してください。

④ 体調チェック（検温、問診表記入）

スタッフが検温（非接触体温計使用）を行います。その後、問診票にご記入ください。

※以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせてください。また、来所時に以下の事項に該当する場合は、当施設をご利用いただけません。

- ・体調がよくない場合（例：体温が37.5℃以上・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

⑤ 会費の支払い

現金支払いの場合は、トレイ上で受け渡しを行います。

※会費のお支払いは、口座引き落としを推奨いたします。

⑥ 機器、用具使用前後の消毒

血圧計、体重計、トレーニングプログラム（ファイル）、ボールペン等の使用前は、必ず手指消毒を行ってください。また、血圧計、体重計については、使用後に機器（ボタン等測定時に触れる部分）の消毒もお願いします。

利用時の確認事項

① 十分な距離の確保

運動の種類、強度、有無に限らず、周囲の利用者及びスタッフ等の対人距離は、2mを目安に確保するよう努めてください。ただし、障がい者の誘導や介助を行う場合を除きます。

② 利用者同士の密を避ける

運動の有無に限らず、周囲の人とは距離をとり対面を避け、会話はなるべく控えてください。

③ 施設内の利用人数

利用最大人数は20名といたします。20名を超えた場合は、入り口に配置した椅子に座りお待ちください。

④ ロッカーの利用について

当面の間、和歌山県の行政機関の指導により、更衣室はご利用いただけません。荷物置き場は、廊下に設置されたロッカーまたはフロア内に確保された指定の場所をご利用ください。その際、ロッカーの鍵および貴重品は、ご自身で管理をお願いします。

⑤ 食べ物の持ち込み禁止

飴やガム、お菓子等の持ち込み及び食事は禁止といたします。

⑥ 運動機器・用具使用後の消毒

運動機器・用具の使用後は、ペーパータオル（使い捨て）に消毒液を含ませ、使用時に触れた部分を消毒してください。消毒方法については、施設内の掲示物をご確認ください。

⑦ ミニレッスンについて（げんきクラブコース会員様対象）

利用者同士の密な環境を作らないことや、飛沫感染を防ぐこと等の理由から、当面の間は通常のミニレッスンを実施いたしません。その代わりに、スタッフが作成したトレーニング動画（約10分）を、午前3回、午後3回の頻度で施設内のモニターに映しレッスンをを行います。十分な距離を確保するため、1レッスンの定員を6名といたします。参加をご希望の方は、当日スタッフまでお声かけください。（予約制）また、レッスン前後の手指消毒およびレッスン後の運動機器、用具の消毒を遵守してください。レッスン内容、スケジュール、担当スタッフに関しては、施設内の掲示板をご確認ください。

その他

- ① 施設内では、こまめに手洗い、手指消毒を行ってください。
- ② 施設内の手洗い場において、唾や痰を吐くことはお控えください。
- ③ ストレッチマットは、ご持参いただくことを推奨いたします。
- ④ マイコップは、蓋付きのものをご使用ください。水筒やタンブラー等を推奨いたします。
- ⑤ 運動中に体調が優れない等ございましたら、スタッフまでお声かけください。
- ⑥ 当面の間、他府県からの利用はお控えください。

【参考文献】

1. 社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン、スポーツ庁、令和2年5月25日改定
2. 和歌山県感染拡大予防ガイドライン、運動施設（屋内施設）スポーツクラブ、和歌山県、令和2年5月22日改定
3. フィットネス関連施設における新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン、日本フィットネス産業協会、令和2年5月25日改定